統合幕僚学校達第５号

統合幕僚監部における専決及び代決に関する達（平成１８年統合幕僚監部達第２号）第６条の規定に基づき、統合幕僚学校における専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成１８年３月２７日

統合幕僚学校長　空将　高橋　健才

統合幕僚学校における専決及び代決に関する達

改正　平成２１年５月　７日統合幕僚学校達第　９号
平成２２年３月２６日統合幕僚学校達第　２号
平成２３年３月２８日統合幕僚学校達第　３号
平成２４年３月３０日統合幕僚学校達第　２号
平成２４年７月２４日統合幕僚学校達第　９号
平成２８年９月　１日統合幕僚学校達第１０号
平成３０年３月２７日統合幕僚学校達第　２号

（趣旨）

第１条　この達は、統合幕僚学校の事務を能率的に処理するため、専決及び代決に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この達において「専決」とは統合幕僚学校長の委任に基づき、常に代わって決裁することをいい、「代決」とは当該事項について権限を有するものが出張、休暇その他の理由により不在の場合、臨時に代わって決裁することをいう。

（専決事項）

第３条　この達において定める専決事項は、別表のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、この限りでない。

（代決）

第４条　次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行うものとする。

| 決裁権者 | 代　決　者 |
|---|---|
| 校長 | 副校長 |
| 副校長 | 当該事項を所掌する企画室長、課長及び国際平和協力センター長 |
| 企画室長 | 企画室長の指名する者 |
| 課長 | 当該事項を所掌する室長及び班長 |
| 国際平和協力センター長 | 国際平和協力センター長の指名する者 |

２　代決を行った者は、代決に係る事項について権限を有する者に報告しなければならない。

附　則

この達は、平成１８年３月２７日から施行する。

附　則

この達は、平成２１年５月７日から施行する。

附　則

この達は、平成２２年３月２６日から施行する。

附　則

この達は、平成２３年３月２８日から施行する。

附　則

この達は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この達は、平成２４年８月１日から施行する。

附　則

この達は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

この達は、平成３０年３月２７日から施行する。

別表（第３条関係）

| 専決者 | 専決事項 |
|---|---|
| 副校長 | 秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）に定める立入禁止の掲示のある場所又は特定秘密の保護に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６４号）に定める立入禁止の掲示のある施設への立入申請に関すること。 |
| | 校外講師の依頼に関すること。（新規依頼の場合を除く。） |
| | 学校教官の教育派遣に関すること。 |
| | 航空機の搭乗申請に関すること。 |
| | 職員及び学生の航空従事者の年間飛行の依頼に関すること。 |
| 企画室長、各課長及び国際平和協力センター長 | 軽易な報告、通知、照会、依頼及び回答に関すること。 |
| | 国内出張に係る所属職員の搭乗申請、輸送請求及び立入申請に関すること。 |
| 総務課長 | 各種証明に関すること。 |
| | 勤務成績報告書の送付に関すること。 |
| | 精勤章の被授与者の通知に関すること。 |
| | 自衛官及び事務官等の定期的人事関係事項の通知に関すること。 |
| | 職員の標準昇給資格者の通知に関すること。 |
| | 国家公務員の給与実態調査表の送付に関すること。 |
| | 表彰実施報告及び通知に関すること。 |
| | 給食の通報に関すること（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。 |
| | 営舎外居住の許可に関すること。 |
| | 支出負担行為計画の示達要求に関すること（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。 |
| | 諸謝金及び会議費の支払い依頼に関すること（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。 |
| | 予算の執行計画に関すること（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。 |
| | 諸手当の認定に関すること。 |
| | 会計職員の任免の依頼及び交代の通知に関すること（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。 |
| 国際平和協力センター長 | 給食の通報に関すること。 |
| | 支出負担行為計画の示達要求に関すること。 |
| | 諸謝金及び会議費の支払い依頼に関すること。 |
| | 予算の執行計画に関すること。 |
| | 会計職員の任免の依頼及び交代の通知に関すること。 |